# 「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会報告書」の概要 (分収割合の見直し)

### 1 検討の経緯

平成22年10月に「青い森農林振興公社経営検討委員会報告書」において提言された分収割合の見直しについて、さらに検討を加え、県民及び契約者双方の理解を得やすい分収割合について検討いただき、提言されたものである。

## 2 提言の内容

### 1 基本的な考え方

分収割合の見直しに当たっては、県民負担を可能な限り軽減するという観点で、 今後の保育経費や長期収支の管理費などの「経費に応分の負担を求める視点」や、 「投資と収益の視点」、また他県における見直し状況など総合的に検討した。 また、土地販有者のうち、東町村・財産区については、利有財産との根違点等に

また、土地所有者のうち、市町村・財産区については、私有財産との相違点等に 着目し、別途割合の見直しを検討した。

## 2 分収割合の検討

### (1)基本割合

基本となる分収割合は、県と土地所有者が7.5:2.5程度となるのが妥当であると考える。

# (2)個人、共有地等

土地所有者の地代相当分(0.5程度)を考慮し、県と土地所有者が7:3程度となる分収割合が妥当であると考える。

また、これにより将来の再造林など、公益的機能の持続的な維持・確保も期待される。

## (3)市町村、財産区

水源かん養や土砂災害防止等の造林地が有する公益的機能の享受や造林事業に係る地元雇用を通した地域振興のメリット、公租公課が発生しないことなどの理由により、基本となる分収割合の7.5:2.5程度よりさらに引き下げをし、県と土地所有者が8:2程度となる分収割合が妥当であると考える。

なお、契約者に対して変更を求める際は、分収林の持つ県民共通の『公共財』としての性格を十分に説明して理解と協力を得るべきであり、また、契約期間が長期に渡ることから、今後、木材価格の上昇等の事情変更の事由が生じた場合は、適切な時期に分収割合を見直すことが必要である。